

## 前住議員要望項目一覧

令和6年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 相続登記の義務化に伴う相続登記状況の把握について            本年4月1日から相続登記が義務化され、相続による不動産取得後3年以内に相続登記の申請を行わなければ、罰則が科されることとなりました。</p> <p>県内においても、土地の相続などの際に所有者について登記が行われないために所有者不明土地が増加しています。この所有者不明土地は、公共事業や復旧・復興事業の支障となり、民間の土地取引や土地の利活用の阻害原因となっています。実際、移住者や起業家などが新たな発想で鳥取県の良さを活かすようなイベントを行ったり起業したりするため、土地を使いたいと思っても、所有者が不明であったり、所有者が近くに居住しておらず許可を得ることができないため起業等を妨げている状況にあります。</p> <p>については、県としても県内市町村の相続登記の状況を把握していただき、相続に係る登記が進むよう国の事業推進に協力いただくとともに、市町村とさらに連携し、未活用の土地が有効に活用されるような取組を要望します。</p>	<p>相続登記の状況把握については、市町村とも連携して対策を検討していく。また、相続に係る登記の推進については、国と協力しながら県民への広報等、引き続き行っていく。</p> <p>なお、所有者不明土地の活用に当たっては、平成30年に制定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」により、空き地をイベント広場や社会福祉施設といった地域福利の増進に資する施設の用地としようとする場合、市町村にも計画を策定いただいた上で、県の裁定により、民間企業、NPO等が10年間（一部事業は20年間）を上限に使用権を取得できることとなった。この制度を活用いただけるよう、市町村と連携して引き続き制度周知を行っていく。</p>
<p>2 山岳遭難を防ぐ取組強化について            近年、県内の山岳遭難事故が多発しており、本年3月2日にも大山の雪崩に巻き込まれ3人が行方不明となり、2人が死亡するという遭難事故がありました。その後も県内の登山者が多い山では、遭難事故が後を絶たない状況にあります。登山客は県外者も多く、また、県境をまたぐことにもなるため、隣接県と連携した遭難対策に取り組む必要があります。</p> <p>については、登山届の提出の推進を含め、携帯電話の位置情報データの活用など、遭難事故対策の取組みを強化していただくよう要望します。</p>	<p>登山届の提出については、ポスター、広報紙、県警ホームページなどで登山届のオンライン提出について広報するなどしているほか、登山客が多い時期の大山においては、登山道をパトロールする際、登山者にQRコード付きのチラシを直接配布するなどして声かけ広報をしているところである。また、登山アプリの運営会社2社との協定に基づく位置情報の把握や遭難者本人に携帯電話で110（119）番通報させることにより得られた位置情報データを遭難者の位置特定に活用して遭難事故対策に取り組んでいるところであり、今後も関係機関と連携し遭難事故対策への取組を実施していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3 歩道の管理について</p> <p>(1) 歩道の拡幅整備</p> <p>道路構造令に準じ、歩行者が通行可能な幅員は交通量の多い歩道においては3.5m、その他の歩道では2m確保しなければならないとされています。規定の2mに満たない歩道の改善については、計画的に整備されてきていると思いますが、車いすで生活をされている方や自動車免許の返納でシニアカーを利用される方の移動の円滑化を図るために、より一層の歩道整備を進めていただくよう要望します。</p> <p>併せて、車いす等の通行を含め安全な歩行空間を確保するためにも、段差の解消を推進していただくよう要望します。</p>	<p>県では、誰もが安心して暮らせるユニバーサル社会の実現を目指しており、高齢者や車いすを利用する障がい者などが通行しやすい縁石への改修、段差解消、勾配の緩和や利用しやすいバス停の整備など、歩行空間のバリアフリー化を引き続き進めていく。</p>
<p>(2) 縁石の在り方</p> <p>縁石は、歩道と車道を識別しやすくし、車両と歩行者の安全性を高める役割や敷地や道路などの境目を分かりやすくするために設置され、区画整理の役割を果たしているものであります。</p> <p>しかしながら、縁石が除雪時に邪魔になったり、車道への出入りに支障をきたしたりしています。そこで、縁石があるように見えるイメージハンプのような立体に見える路面標示を導入し、縁石を使わなくても良くなればと考えます。</p> <p>については、国をはじめとする関係機関に要請していただくことを要望します。</p>	<p>縁石は歩道と車道の区分を明確にするとともに、進行方向を誤り車道外に逸脱しかけて縁石に衝突した車の進行方向の復元、縁石に衝突し乗り上げる車の速度の低下など歩行者の安全確保の役割がある。</p> <p>路面表示では歩行者等の安全性を確保することは難しく、縁石の設置が必要と考えているので御理解をお願いしたい。</p>
<p>(3) 歩道内の水路土砂撤去</p> <p>歩道内の側溝及び水路について、大雨や大雪時に歩道内にある水路から水があふれ冠水するような事案があります。地域の方が土砂等を撤去しようとしても、様々な形のグレーチングで特殊な道具がないと開けることができない箇所があり、容易に作業ができない状況があるので、地域住民で対応できるような体制づくりを要望します。</p>	<p>グレーチングは、がたつきや外れた場合の事故防止及び盗難防止などのため、固定措置を取っている場合がある。</p> <p>住民の皆様には道路側溝の清掃等を行っていただける場合等、地域の必要に応じ、各県土整備事務所（局）の維持管理課に個別に御相談をお願いしたい。</p>